という。）の付近について、引火性又は発火性の物のたい積（作業に必要なものを除く。）の有無を目視又はこれに類する方法（以下この表及び別表第二において「目視等」という。）により検査する。	という。）の付近について、引火性又は発火性の物のたい積（作業に必要なものを除く。）の有無を目視により検査する。
二～十九　［略］	二～十九　［略］
2　［略］	2　［略］
［略］	［略］

様式第43の２（第62条の２関係）

［略］	［略］
備考　１・２　［略］	備考　１・２　［略］
［削る］	３　〔　〕内は、該当する一機関名を記載すればよい。

備考　表中の〔　〕の記載は注記である。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第三条　液化石油ガス保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（協会等による調査の申請等）	（協会等による調査の申請等）
第八十七条　［略］	**第八十七条**　［略］
２～４　［略］	２～４　［略］
５　前項の申請において、第一項による完成検査に係る協会等が行う調査の申請を同時に行う場合にあつては、前項及び第一項に掲げる書類のうち共通の内容とするものに限り、当該書類を添えることを要しない。	［新設］
６・７　［略］	５・６　［略］
（施設の追加）	（施設の追加）
第九十条　［略］	**第九十条**　［略］
２　認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第八十五条、第八十六条並びに第八十七条第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。ただし、認定保安検査事業者である場合にあつては、第八十六条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十五条第一項又は第八十七条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。	２　認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加をする場合にあつては、第八十五条、第八十六条及び第八十七条第四項から第六項までの規定を準用する。ただし、認定保安検査事業者である場合にあつては、第八十六条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十五条第一項又は第八十七条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

別表第一（第三十六条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法	
１　製造設備が第一種製造設備である製造施設の場合		
一　第六条第一項第一号の境界線及び警戒標	一　事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視又はこれに類する方法（以下この表及	一　事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視により検査する。